

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

高知県	
市区町村数	34

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内の連絡会議	諮詢機関	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
								問3-2 案例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
				5	10	4				25							
39	201	高知市	人権同和・男女共同参画課	1	2	1	1	男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	2005年4月1日	2005年4月1日		高知市男女共同参画推進プラン2021	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
39	202	室戸市	人権啓発課	1	2	2	2				4	室戸市男女共同参画プラン2022	2022年4月	~	2026年3月	1	1
39	203	安芸市	企画調整課	1	2	2	1				4	第2次あき男女共同参画プラン	2015年4月	~	2025年3月	2	1
39	204	南国市	総務課	1	2	2	1	南国市男女共同参画推進条例	2011年6月27日	2011年7月1日		第2次南国市男女共同参画推進計画 女性活躍推進計画	2022.4.1	~	2032.3.31	1	1
39	205	土佐市	生涯学習課	2	2	2	2				4	第3次 土佐市 人・ひと共同参画プラン	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1
39	206	須崎市	人権交流センター	1	2	1	2				4	須崎市人権施策総合計画	2025年	~	2030年	1	2
39	208	宿毛市	人権推進課	1	2	2	1				4	すくも男女共同参画プラン(第1次改訂版)	2025年3月	~	終期の記載なし	1	1
39	209	土佐清水市	じんけん課	1	2	2	2				4	とさみず男女共同参画プラン	2012年3月	~	終期の記載なし	2	1
39	210	四万十市	生涯学習課	2	2	2	1				4	第2次四万十市男女共同参画計画 (しまんと男女共同参画プラン)	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
39	211	香南市	人権課	1	2	1	1				4	第2次香南市男女共同参画後期基本計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
39	212	香美市	ふれあい交流センター	1	2	2	1				4	香美市男女共同参画計画 女性活躍推進計画 思いやリプラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1
39	301	東洋町	住民課	1	2	2	2				4						2
39	302	奈半利町	住民福祉課	1	2	2	2				4						2
39	303	田野町	住民福祉課	1	2	2	2				4	田野町第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画	2025	~	2029	1	2
39	304	安田町	町民生活課	1	2	2	2				4	第2期男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
39	305	北川村	住民課	1	2	2	2				4						2
39	306	馬路村	健康福祉課	1	2	2	2				4						2
39	307	芸西村	企画振興課	1	2	2	2				4	芸西村男女共同参画ときめきプラン	2006年2月	~	現在まで	2	1
39	341	本山町	住民生活課	1	2	2	2				4	本山男女にかがやく21世紀プラン	2005年3月	~	0	2	1
39	344	大豊町	地域福祉課	1	2	2	2				4	大豊町男女共同参画計画(大豊町地域福祉計画)	2022	~	2026	1	2
39	363	土佐町	教育委員会	2	2	2	2				4						2
39	364	大川村	総務課	1	2	2	2				4						2
39	386	いの町	総合政策課	1	2	1	1	いの町男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		いの町男女共同参画プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1
39	387	仁淀川町	企画振興課	1	2	2	2				4	仁淀川町男女共同参画プラン(推進計画)	2019年4月	~	2026年3月	1	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)									
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無				
							問3-2 案例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間			問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
39	401	中土佐町	教育委員会 (人権啓発センター)	2	2	2	1	中土佐町男女共同参画推進条例	2006年7月3日	2006年7月13日		中土佐町男女共同参画基本計画 (第3次改訂版)	2025年4月1日	~	2030年3月31日	2	1		
39	402	佐川町	総務課	1	2	2	1				4	第2次佐川町男女共同参画計画	2019年4月	~	2026年3月	1	1		
39	403	越知町	総務課	1	2	2	2				4							2	
39	405	樋原町	保健福祉課	1	2	2	2				4							2	
39	410	日高村	教育委員会	2	2	1	2				4	第3次日高村男女共同参画プラン	2025年4月	~	2034年3月	1	1		
39	411	津野町	町民課	1	2	2	2				4	津野町第3期まちづくり計画 前期基本計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	2	2		
39	412	四万十町	町民課	1	2	2	2				4	第3次四万十町男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1		
39	424	大月町	健康福祉課	1	2	2	2				4	大月町人権尊重のまちづくり基本計画	2023年4月1日	~	2026年3月31日	1	2		
39	427	三原村	総務課	1	2	2	2				4							2	
39	428	黒潮町	人権係	2	2	2	2				4	第2次黒潮町男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	2	1		

＜選択肢回答＞

所属	府内連絡会議
1 首長部局	1 有
2 教育委員会	2 無
事務所掌	諮問機関
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有
2 1ではない	2 無

男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	
1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す 1 一体	1 一体	1 策定予定有
2 2026年度以降の制定を目指す 検討中	2 一体でない	2 策定予定無
3 その他	計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)	
4 検討していない	1 単独計画として策定	
	2 総合計画の一部として策定	

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

高知県

都道府県コード	市区町村名	市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			問6-1			問6-4 所在地等							施設管理		事業運営							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他					
		2													1	1	1	1	0	1	1	0
39	201	高知市	こうち男女共同参画センター	ソーレ	7800935	高知県高知市旭町3丁目115番地	088-873-9100	088-873-9292	https://www.sole-kochi.or.jp/	<input type="radio"/>												
39	202	室戸市																				
39	203	安芸市	安芸市女性の家		784-0001	高知県安芸市矢ノ丸3丁目12番27号	0887-34-3514	0887-34-3514	https://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=17	<input type="radio"/>												
39	204	南国市																				
39	205	土佐市																				
39	206	須崎市																				
39	208	宿毛市																				
39	209	土佐清水市																				
39	210	四万十市																				
39	211	香南市																				
39	212	香美市																				
39	301	東洋町																				
39	302	奈半利町																				
39	303	田野町																				
39	304	安田町																				
39	305	北川村																				
39	306	馬路村																				
39	307	芸西村																				
39	341	本山町																				
39	344	大豊町																				
39	363	土佐町																				
39	364	大川村																				
39	386	いの町																				
39	387	仁淀川町																				
39	401	中土佐町																				
39	402	佐川町																				
39	403	越知町																				
39	405	梼原町																				
39	410	日高村																				

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
		問6-1			問6-4 所在地等						施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
39	411	津野町														
39	412	四万十町														
39	424	大月町														
39	427	三原村														
39	428	黒潮町														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

高知県

都道府県コード	市区町村名	市町名	市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
				問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業							
						設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集
39	201	高知市	こうち男女共同参画センター	1999年1月29日	○				11	0	16,171	○	○	○	○	○	○	○	人材育成事業、就業・企業支援事業、県民からの企画提案事業、ボランティア育成・活用事業、学生ボランティア事業等
39	202	室戸市																	
39	203	安芸市	安芸市女性の家	1987年5月1日						2	1,944	○							
39	204	南国市																	
39	205	土佐市																	
39	206	須崎市																	
39	208	宿毛市																	
39	209	土佐清水市																	
39	210	四万十市						○											
39	211	香南市																	
39	212	香美市						○											
39	301	東洋町																	
39	302	奈半利町																	
39	303	田野町																	
39	304	安田町																	
39	305	北川村																	
39	306	馬路村																	
39	307	芸西村																	
39	341	本山町																	
39	344	大豊町																	
39	363	土佐町																	
39	364	大川村																	
39	386	いの町																	
39	387	仁淀川町																	
39	401	中土佐町																	
39	402	佐川町																	
39	403	越知町																	
39	405	梼原町																	
39	410	日高村																	
39	411	津野町																	
39	412	四万十町						○											

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)												
				問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業						
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・ 協 働	2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流
39	424	大月町														
39	427	三原村														
39	428	黒潮町														

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

高知県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			0			11	0	0.0	13	1	7.7	23	1	4.3	23	0	0.0	3,554	488	13.7
39	201	高知市				1	0	0.0	2	1	50.0							1136	181	15.9
39	202	室戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							151	33	21.9
39	203	安芸市				1	0	0.0	1	0	0.0									
39	204	南国市				1	0	0.0	2	0	0.0							42	2	4.8
39	205	土佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							160	12	7.5
39	206	須崎市				1	0	0.0	1	0	0.0									
39	208	宿毛市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	17	12.5
39	209	土佐清水市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	11	16.4
39	210	四万十市				1	0	0.0	1	0	0.0							165	4	2.4
39	211	香南市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	14	15.9
39	212	香美市				1	0	0.0	1	0	0.0							182	21	11.5
39	301	東洋町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	15	32.6
39	302	奈半利町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
39	303	田野町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
39	304	安田町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	7	18.4
39	305	北川村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
39	306	馬路村										1	0	0.0	1	0	0.0			
39	307	芸西村										1	0	0.0	1	0	0.0	34	3	8.8
39	341	本山町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
39	344	大豊町										1	0	0.0	1	0	0.0	80	11	13.8
39	363	土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	2	4.3
39	364	大川村										1	0	0.0	1	0	0.0	18	3	16.7
39	386	いの町										1	1	100.0	1	0	0.0	187	24	12.8
39	387	仁淀川町										1	0	0.0	1	0	0.0	147	17	11.6
39	401	中土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	133	42	31.6
39	402	佐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	7	6.6
39	403	越知町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	9	14.3
39	405	梼原町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
39	410	日高村										1	0	0.0	1	0	0.0	82	17	20.7
39	411	津野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	6	7.2
39	412	四万十町										1	0	0.0	1	0	0.0	218	23	10.6
39	424	大月町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
39	427	三原村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	1	7.7
39	428	黒潮町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	5	8.1

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

高知県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市町村	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問9-1			調査時点コード											
			問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)														
			目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員員数	うち女性等性委員員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員員数	うち女性等性委員員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員員数	うち女性等性委員員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他							
高知県	高知市	高知市	512	451	6,518	2,068	31.7			555	504	7,022	2,160	30.8	157	111	855	199	23.3	745	95	12.8	752	92	12.2								
	小計									547	496	6,908	2,103	30.4	157	111	855	199	23.3														
39 201	高知市	高知市	目標達成期限はないが、高知市男女共同参画条例第13条で40%と定めている。	119	107	1,416	469	33.1		95	86	1,138	376	33.0	6	6	49	12	24.5	59	5	8.5	60	5	8.3	2	2025年5月1日	2	2025年5月1日				
39 202	室戸市	室戸市		40	30	473	147	31.1		16	13	191	48	25.1	5	3	36	6	16.7	24	1	4.2	25	1	4.0	2	2025年9月1日	2	2025年9月1日				
39 203	安芸市	安芸市		36.0	2025年3月	(次期計画策定中)	51	44	588	190	32.3				22	20	235	60	25.5	5	4	28	7	25.0	26	5	19.2	27	5	18.5	1		1
39 204	南国市	南国市		35.0	2031年4月		13	12	481	136	28.3				13	12	481	136	28.3	5	4	33	9	27.3	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1
39 205	土佐市	土佐市		40.0	2028年3月		24	22	305	81	26.6				24	22	305	81	26.6	5	4	38	7	18.4	32	4	12.5	33	4	12.1	2	2023年4月1日	1
39 206	須崎市	須崎市		0	0	0	0	0		27	27	435	156	35.9	5	3	21	6	28.6	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1					
39 208	宿毛市	宿毛市	2024(令和6)年度に25%(宿毛市振興計画)	20	18	235	60	25.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	18	16	204	47	23.0	5	3	24	4	16.7	25	4	16.0	26	4	15.4	1		1		1			
39 209	土佐清水市	土佐清水市		0	0	0	0			13	13	127	38	29.9	5	3	18	4	22.2	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1			
39 210	四万十市	四万十市	35.0	2028年3月		31	29	445	145	32.6	条例、規則等により設置されている審議会等	30	28	385	117	30.4	5	4	36	10	27.8	29	9	31.0	30	9	30.0	1		1		1	
39 211	香南市	香南市	30.0	~2029年3月31日まで毎年度末を期限とし、30%を目標値としている。	40	37	582	158	27.1		31	30	434	132	30.4	5	5	35	9	25.7	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1		1		
39 212	香美市	香美市	40.0	2026年3月		78	64	959	368	38.4	法律・政令・条例・規則・要綱等により設置されているもの。	30	26	310	108	34.8	5	4	33	7	21.2	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1	
39 301	東洋町	東洋町	0	0	0	0			4	3	33	6	18.2	0	0	0	0	0.0	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1				
39 302	奈半利町	奈半利町	0	0	0	0			7	6	80	12	15.0	5	4	24	6	25.0	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1				
39 303	田野町	田野町	0	0	0	0			5	5	51	17	33.3	5	3	25	6	24.0	18	4	22.2	19	4	21.1	1		1		1				
39 304	安田町	安田町	0	0	0	0			8	7	80	21	26.3	5	3	23	4	17.4	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1				
39 305	北川村	北川村	0	0	0	0			0	0	0	0	0.0	2	2	8	3	37.5	0	0	0	0	0	0.0	1		1		1				
39 306	馬路村	馬路村	0	0	0	0			0	0	0	0	0.0	5	4	20	7	35.0	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1				
39 307	芸西村	芸西村	0	0	0	0			11	10	107	44	41.1	5	4	30	8	26.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1				
39 341	本山町	本山町	目標値:本町人口の0.1%程度	13	10	152	35	23.0		7	7	102	29	28.4	5	2	27	3	11.1	24	3	12.5	0	0	0.0	1		1		1			
39 344	大豊町	大豊町		0	0	0	0			11	9	97	22	22.7	5	3	27	6	22.2	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1			
39 363	土佐町	土佐町		0	0	0	0			8	5	82	26	31.7	5	4	27	7	25.9	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1		1			
39 364	大川村	大川村		0	0	0	0			5	5	39	8	20.5	0	0	0	0	0.0	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1			
39 386	いの町	いの町	審議会等への女性委員の登用について、女性の登用率が40%以上60%バーセント以下となるよう積極的な推進に努めるものとする。	35	32	389	125	32.1		20	20	240	78	32.5	5	3	36	8	22.2	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1			
39 387	仁淀川町	仁淀川町		0	0	0	0			7	5	94	8	8.5	5	4	28	6	21.4	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1			
39																																	

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

高知県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)
	三原村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	黒潮町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

高知県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況												問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況																				
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	その他	うち管理職数			調査時点コード	その他																				
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち管理職数	女性比率	部局長相当職	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	次長相当職	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	係長相当職	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率																	
39 201	高知市	700	148	21.1	615	132	21.5	22	3	13.6	18	3	16.7	48	9	18.8	42	9	21.4	630	136	21.6	555	120	21.6	984	416	42.3	762	305	40.0	1,724	716	41.5	1,234	522	42.3	235	52	22.1	46	7	15.2			
39 202	室戸市	199	40	20.1	168	35	20.8	21	3	14.3	18	3	16.7	41	8	19.5	36	8	22.2	137	29	21.2	114	24	21.1	249	96	38.6	188	84	44.7	559	165	29.5	418	159	38.0	1	34	9	26.5	7	1	14.3	1	
39 203	安芸市	21	4	19.0	18	4	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	4	19.0	18	4	22.2	43	15	34.9	31	11	35.5	44	13	29.5	25	8	32.0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1	
39 204	南国市	23	5	21.7	23	5	21.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	5	21.7	23	5	21.7	28	16	57.1	28	16	57.1	46	14	30.4	46	14	30.4	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
39 205	土佐市	24	4	12.9	26	4	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	4	12.9	26	4	15.4	42	17	40.5	28	9	32.1	69	32	46.4	43	21	48.8	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
39 206	須崎市	25	5	19.2	20	5	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	5	19.2	20	5	25.0	51	17	33.3	29	10	34.5	68	23	33.8	26	10	38.5	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1	
39 207	宿毛市	26	4	20.0	18	4	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	4	16.0	23	3	13.0	30	9	30.0	27	7	25.9	57	21	36.8	45	14	31.1	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
39 208	土佐清水市	27	2	10.0	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	18	2	11.1	38	12	31.6	32	11	34.4	84	38	45.2	62	26	46.4	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
39 209	四万十町	28	4	13.8	25	3	12.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	4	13.8	25	3	12.0	54	23	42.6	32	4	12.5	87	49	56.3	47	19	40.4	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
39 210	香南市	29	9	29.0	24	8	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	9	29.0	24	8	33.3	61	31	50.8	37	21	56.8	90	46	51.1	62	36	58.1	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
39 211	香美市	30	9	31.0	22	8	36.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	9	31.0	22	8	36.4	61	28	45.9	43	16	37.2	79	29	36.7	35	11	31.4	1	6	1	16.7	3	0	0.0	1	
39 301	東洋町	31	3	30.0	10	3	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	3	30.0	10	3	30.0	3	1	33.3	3	1	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1								
39 302	奈半利町	32	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1							
39 303	田野町	33	8	12.5	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	7	1	14.3	6	3	50.0	4	1	25.0	12	9	75.0	8	5	62.5	1	8	3	37.5	2	1	50.0	1	
39 304	安田町	34	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	5	2	40.0	5	2	40.0	8	3	37.5	8	3	37.5	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1
39 305	北川村	35	5	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	10	3	30.0	6	3	50.0	10	3	30.0	1	7	3	42.9	2	0	0.0	1	
39 306	馬路村	36	7	2	28.6	7	2	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	2	28.6	7	2	28.6	5	4	80.0	5	4	80.0	4	4	100.0	1	3	1	33.3	0	0	0.0	1			
39 307	芸西村	37	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	10	4	40.0	8	2	25.0	8	4	50.0	6	3	50.0	1	10						

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

高知県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都道府県	市区町村	議会名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
			問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
高知市	議会名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	1. 欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	1. を選択した場合	問12-3で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	1. 欠席事由として明記した規定がある。	2. 欠席事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。	3. 欠席事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。	4. 欠席事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
高知市	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
		16	33	0	32	4			32	31	29	30	30	19			
		7	0	26	1	29			0	1	3	2	2	0			
		1	0	5		0			0	0	0	0	0	0			
		10	1	2					2	2	2	2	2	0			
39 201	高知市	1	高知市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「一般職」という。)及び同条第3項に規定する特別職に属する職員(以下「特別職」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏が改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	高知市議会	1	2	1	高知市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
39 202	室戸市	4		室戸市議会	1	2	1	室戸市議会議規則 第84条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
39 203	安芸市	4		安芸市議会	1	2	1	安芸市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
39 204	南国市	1	南国市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めることを目的とする。	南国市議会	1	2	1	南国市議会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
39 205	土佐市	1	土佐市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	土佐市議会	1	2	1	土佐市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
39 206	須崎市	1	須崎市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	須崎市議会	1	2	1	須崎市議会議規則 第2条第2項 議員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
39 208	宿毛市	4		宿毛市議会	1	2	1	宿毛市議会 会議規則 (欠席の届出)第2条(項省略) 2 議員は出産のため出席できないときは出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
39 209	土佐清水市	4		土佐清水市議会	1	2	1	土佐清水市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届(別記様式1号)を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
39 210	四万十市	2		四万十市議会	1	2	1	四万十市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1

都道府県	市区町村	市町村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				議員の出産を欠席事由として明記した規定(休休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。							
県 コ コ コ ド ド	市 村 村 村 名	市 町 町 村 名	議 会 名	1. 明記した規定があり認めている。 2. 明記した規定はないが運用上認めている。 3. 明記した規定がなく運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他						
38 211	香南市	1	香南市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」といいます。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といいます。)を専ら職場において使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、全職員に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令上の規定に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	香南市議会	1	3	1	香南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	①香南市議会の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 ②香南市一般職の職員の給与に関する条例 ① (支給条項の準用) 第4条 前2条に規定するもののほか、議員報酬の支給に関しては、香南市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年香南市条例第45号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」といいます。)の給料の支給の例による。 ② (給与の減額) 第16条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の4第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第11条に規定する祝日(勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」といいます。)又は勤務時間条例第11条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」といいます。)である場合、休暇による場合(勤務時間条例第17条の規定による介護休暇の承認及び勤務時間条例第19条の規定による組合休暇の承認を受けた場合を除く。)の他勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない時間につき、第20条に規定する勤務時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。	1	1	1	1	1	1
39 212	香美市	1	香美市職員旧姓使用取扱規程 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	香美市議会	1	2	1	香美市議会会議規則 第92条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例 (議員報酬) 第2条 議員の議員報酬(以下「議員報酬」といいます。)は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。 区分 議員報酬(円) 議会議長 月額 233,000 議会副議長 " 191,000 常任委員長 " 174,000 議会運営委員長 議員 " 163,000 2 議員報酬は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員には、その職についたその日から、それぞれ日割計算によって支給する。 3 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの分に対して、それぞれその月の議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。 4 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が定例会、臨時会を欠席したときは、第1項の規定にかかわらず、議員報酬に次の表の欠席日数に応じた割合を乗じて得た額を差し引いた額を支給する。ただし、高知県市町村総合事務組合議会議員公務災害補償条例(平成17年2月1日条例第27号)に基づき公務上の災害又は通勤による災害と認定されたものが欠席した場合及び東洋町議会会議規則(昭和62年東洋町規則第4号)第2条に規定する欠席の届け出事由に該当する場合には、この限りではない。 欠席日数 割合 1日 100分の20 2日 100分の40 3日 100分の60	1	1	2	1	1	1
39 301	東洋町	4	東洋町議会	東洋町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむ得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例 (議員報酬) 第2条 議員の議員報酬(以下「議員報酬」といいます。)は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。 区分 議員報酬(円) 議会議長 月額 233,000 議会副議長 " 191,000 常任委員長 " 174,000 議会運営委員長 議員 " 163,000 2 議員報酬は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員には、その職についたその日から、それぞれ日割計算によって支給する。 3 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの分に対して、それぞれその月の議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。 4 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が定例会、臨時会を欠席したときは、第1項の規定にかかわらず、議員報酬に次の表の欠席日数に応じた割合を乗じて得た額を差し引いた額を支給する。ただし、高知県市町村総合事務組合議会議員公務災害補償条例(平成17年2月1日条例第27号)に基づき公務上の災害又は通勤による災害と認定されたものが欠席した場合及び東洋町議会会議規則(昭和62年東洋町規則第4号)第2条に規定する欠席の届け出事由に該当する場合には、この限りではない。 欠席日数 割合 1日 100分の20 2日 100分の40 3日 100分の60	1	1	1	1	1	1		

都道府県市区町村			市議会の議員の両立支援体制に関する調査																						
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得する休業期間は、次のうちどれか。				問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	
都道府県	市区町村	市区町村	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他									
奈半利町	奈半利町	4	奈半利町議会	1	2	1	奈半利町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	2	2	1	1								
田野町	田野町	1	田野町職員旧姓使用取扱規定 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届書(様式第1号)により町長に届け出なければならない。2 町長は、前項の届出があった場合は、その内容を確認し、旧姓の使用を認めるときは、旧姓使用通知書(様式第2号)により所属長を経由の上、当該届出をした職員(以下「旧姓使用職員」とする)に対し、その旨を通知するものとする。3 所属長は、前項の旧姓使用通知書を複写し、その写しを複写した上で旧姓使用職員に対し、その旨を通知するものとする。	田野町議会	1	3	1	田野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1							
安田町	安田町	1	安田町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	安田町議会	1	3	1	安田町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1							
北川村	北川村	4			4										4	4	4	4	4	4					
馬路村	馬路村	1	馬路村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用できるものは、法令等の規定に接觸するおそれがなく、かつ職務遂行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	馬路村議会	1	2	1	馬路村議会会議規則 第2条 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1							
芸西村	芸西村	2						芸西村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1							
本山村	本山村	4						本山村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1							
大豊町	大豊町	2						大豊町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1							
土佐町	土佐町	1	土佐町職員旧姓使用取扱要項 第1条 この要綱は、土佐町職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境の整備を図り、もって行政サービスの向上に資するため、当該職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏が改まった後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用の範囲)		1	2	1	土佐町議会会議規則 第2条第2項、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1							
大川村	大川村	3						大川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、別記様式により当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、急を要するときは、事後速やかに届け出るものとする。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				4	4	4	4	4	4							
いの町	いの町	2						いの町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、別記様式により当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、急を要するときは、事後速やかに届け出るものとする。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			いの町議会議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を欠席した日を議会活動ができない期間の初日とし、引き続き長期間議会活動ができない場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例に規定する議員報酬の月額に次表左欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1	2							

市・区・町・村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
都道府県名	市区町村名	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7					
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つ〇をつけてください。	1.個別の各事由を明記した規定がある。	2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。	3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。	4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)				
1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
仁淀川町職員旧姓使用取扱要綱	仁淀川町議会	仁淀川町議会会議規則	(趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「旧姓」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関する必要な事項を定めたものとする。 (適用範囲) 第2条 この要綱は、町長部局、教育委員会事務局及び議会事務局に勤務する職員(臨時仕用職員及び非常勤職員を含む。)に適用する。 (旧姓の使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 3 旧姓を併記するものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもので、おおむね別表第3に掲げるものとする。 (旧姓使用の開示) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経由して町長に申請しなければならない。 2 町長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に届け出なければならない。 (職員及び所属長の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たり、常に町民又は職員に誤解や混乱等が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関して、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附則 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。 附則(令和4年3月17日告示第40号) この告示は、公布の日から施行する。 別表第1 (旧姓を使用することができるもの) 1 職場での呼称 2 ネームプレート及び名刺 3 職員名簿及び配置図 4 庁内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアドレス 5 起案文書、決裁文書等の係名押印又はサイン 6 復命書 7 事務分担票 8 出張命令書(出張同意書)及び私務用車の出張命令書 9 出張命令書(各種休暇票・休暇手認願) 10 時間外勤務等命令簿、週休日の振替等命令簿及び代休日指定簿 11 営利企業従業許可申請書及び職務専念義務免除承認願 12 扶養親族届、住居届、通勤届 13 会計伝票 14 その他町長が認めるもの 別表第2 (旧姓を使用することができないもの) 1 許令書、分限・懲戒処分関係書類 2 宣誓書、退職願 3 在職証明書及び在職証明書交付願 4 臨時の任用職員、非常勤職員雇用関係書類 5 別表第1に定める以外の給与、報酬及び賞金関係書類 6 育児休業関係書類 7 共済組合、職員互助会、公務災害、財形貯蓄関係書類 8 許認可、徵税等法規に基づく行政処分に関する文書等 9 契約書、協定書 別表第3 (旧姓を併記するもの) 1 提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもの 2 身分証明書、立入検査証(票)等	仁淀川町議会	仁淀川町議会会議規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
中土佐町職員旧姓使用取扱要綱 第3条	中土佐町議会	中土佐町議会会議規則 第2条第2項	(旧姓の使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。3 旧姓を併記するものは、おおむね別表第3に掲げるものとする。(旧姓使用の開始) 第4条 旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経由して町長に申請しなければならない。 2 町長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用届(様式第3号)により、所属長を経て町長に届け出なければならない。 (職員及び所属長の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たり、常に町民又は職員に誤解や混乱等が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関して、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附則 この要綱は、令和4年3月17日告示第40号 この告示は、公布の日から施行する。 別表第1 (旧姓を使用することができるもの) 1 職場での呼称 2 ネームプレート及び名刺 3 職員名簿及び配置図 4 庁内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアドレス 5 起案文書、決裁文書等の係名押印又はサイン 6 復命書 7 事務分担票 8 出張命令書(出張同意書)及び私務用車の出張命令書 9 出張命令書(各種休暇票・休暇手認願) 10 時間外勤務等命令簿、週休日の振替等命令簿及び代休日指定簿 11 営利企業従業許可申請書及び職務専念義務免除承認願 12 扶養親族届、住居届、通勤届 13 会計伝票 14 その他町長が認めるもの 別表第2 (旧姓を使用することができないもの) 1 許令書、分限・懲戒処分関係書類 2 宣誓書、退職願 3 在職証明書及び在職証明書交付願 4 臨時の任用職員、非常勤職員雇用関係書類 5 別表第1に定める以外の給与、報酬及び賞金関係書類 6 育児休業関係書類 7 共済組合、職員互助会、公務災害、財形貯蓄関係書類 8 許認可、徵税等法規に基づく行政処分に関する文書等 9 契約書、協定書 別表第3 (旧姓を併記するもの) 1 提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもの 2 身分証明書、立入検査証(票)等	中土佐町議会	中土佐町議会会議規則 第2条第2項	前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

市・区・町・村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
都道府県名	市区町村名	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7			
1 佐川町	1 佐川町議員旧姓使用取扱規則	佐川町議会	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合 1.を選択した場合 1.を選択した場合、取得することができるが休業期間の明記はあるか。	問12-1で2.を選択した場合 2.を選択した場合 2.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1.を選択した場合 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに〇をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)			
39 402 佐川町	1 越知町職員旧姓使用取扱要綱	越知町議会	(趣旨) 第1条 この規則は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがない、かつ、職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律關係を生じるおそれのあるものでおむね別表第2に掲げるものとする。 3 旧姓を併記するものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混亂が生じるおそれのあるもので、おむね別表第3に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請職員」といいます。)は、旧姓使用申請書(様式第1号)により所屬長を通じて任命職者に申請しなければならない。 2 任命職者は、前項の申請書を承認したときは、速やかに旧姓使用證明書(様式第2号)を作成し、所屬長を通じて申請職員に交付するものとする。 3 申請職員は、証明書を常に携行し、適切な運用を図るものとする。	1 佐川町議会会議規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他				
39 403 越知町	1 植原町職員旧姓使用取扱要綱	植原町議会	(旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがない、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律關係を生じるおそれのあるものでおむね別表第2に掲げるものとする。 3 旧姓を併記するものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混亂が生じるおそれのあるもので、おむね別表第3に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経由して町長に申請しなければならない。 2 町長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。	1 植原町議会会議規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他				
39 405 植原町	2 植原町議会	2	1 植原町議会会議規則	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他					
39 410 日高村	2 植原町議会	1 2 1	2	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1					
39 411 津野町	4 津野町議会	1 2 1	2	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1					
39 412 四万十町	2 四万十町議会	1 2 1	2	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1					
39 424 大月町	1 大月町職員旧姓使用取扱規程	大月町議会	1 4 1	2	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1				

市・区・町・村議会の議員の両立支援体制に関する調査										
都道府県名	市区町村名	議会名	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得する事が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つ〇をつけてください。	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めない。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例	
1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めない。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めない。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.明記した規定がない、期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	三原村議会規則 第1章 総則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例	1.配偶者の出産 2.育児 3.家族の看護 4.家族の介護 5.疾病 6.その他	1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例	
39 427 三原村 4	三原村議会	1	2	1	三原村議会規則 第1章 総則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例	1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例	1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例
39 428 黒潮町 1	黒潮町議員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、義子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに際して必要な事項を定める目的とする。 第2条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがない、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。	1	2	1	黒潮町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例	1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例	1.あり 2.なし 3.その他 その他具体例

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	高知県	都 市 市 区 区 府 府 町 町 県 村 村 コ コ 村 村 ド ド 名 名 0 0 0 0 34 39 201 39 202 39 203 39 204 39 205 39 206 39 208 39 209 39 210 39 211 39 212 39 301 39 302 39 303 39 304 39 305 39 306 39 307	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況	研修の実施状況								
問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15	
議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 会場の必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授業等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っていない。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現地研修を行つたが、今後、取り組む予定である。 3. 研修等に利用する予定である。 4. なし	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現地研修を行つたが、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現地研修を行つたが、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はない、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	本部員長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	内閣府に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとした研修の実施状況
7	0	2	2												
12	11	9	3												
15	8	23	1												
34	31														
39 201	高知市	4	2	3											
39 202	室戸市	4	4	3											
39 203	安芸市	4	4	3											
39 204	南国市	4	4	3											
39 205	土佐市	4	4	3											
39 206	須崎市	4	4	3											
39 208	宿毛市	4	4	3											
39 209	土佐清水市	4	4	3											
39 210	四万十市	4	4	1	1										
39 211	香南市	4	4	1	1										
39 212	香美市	4	4	1		3	職員向けアンケート調査の実施								
39 301	東洋町	4	4	2											
39 302	奈半利町	4	4	3											
39 303	田野町	4	4	3											
39 304	安田町	4	2	3											
39 305	北川村	4	4	2											
39 306	馬路村	4	4	2											
39 307	芸西村	4	4	2											

都道府県	市町村	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況	開催実施状況			
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
都道府県	市町村	市町村	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるラスマント防止に関する取組は、次のうちどれか。	議会におけるラスマント防止に関する取組は、次のうちどれか。	議会におけるラスマント防止に関する取組は、次のうちどれか。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した「政治分野におけるラスマント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ラスマント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	間12-16で1.を選択した場合	間12-16で1.を選択した場合	間12-16で1.を選択した場合	間13で1.を選択した場合	間13で1.を選択した場合	本部員総数※本部長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	
県	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(臨時のものも含む)	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定である。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定である。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定である。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定である。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 位置づけられた規定がある。	行内調査に対する男女共同参画の取り組みが、複数の市町村で実施されている。		
コ	コ	村	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	2. 位置づけられていない。	行内調査に対する男女共同参画の取り組みが、複数の市町村で実施されている。							
コ	コ	村	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	3. その他(不明等)	行内調査に対する男女共同参画の取り組みが、複数の市町村で実施されている。							
ド	ド	名																		
39	341	本山町	4	4	2					1	3	2	4		特になし	2	13	3	23.1	
39	344	大豊町	4	4	3					1	2	3	4			2	13	3	23.1	
39	363	土佐町	4	4	3					3		3	4			2	9	3	33.3	
39	364	大川村	4	4	3					3		3	4			2	10	2	20.0	
39	386	いの町	4	4	1		3	ハラスメントに関する研修のみをおこなった。		1	3	3	2			2	8	2	25.0	
39	387	仁淀川町	4	4	2					2	2	2	4			2	15	1	6.7	
39	401	中土佐町	4	4	2					2	2	2	4			2	14	3	21.4	
39	402	佐川町	4	4	3					3		3	4			2	19	4	21.1	
39	403	越知町	4	4	3					2	2	3	4			2	15	1	6.7	
39	405	柿原町	4	4	2					1	2	2	4			2	79	51	64.6	
39	410	日高村	4	2	2					2	3	3	4		特になし	2	9	4	44.4	
39	411	津野町	4	4	3					3		3	4			2	19	3	15.8	
39	412	四万十町	4	4	2					2	3	2	4		特になし	2	28	5	17.9	
39	424	大月町	4	4	3					3		3	4			2	12	4	33.3	
39	427	三原村	4	4	2					2	2	2	4			2	52	16	30.8	
39	428	黒潮町	4	4	2					3		3	1	黒潮町議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、議会議員(以下「議員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら議会活動において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、法令等の規定に抵触するおそれがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、概ね別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に旧姓の表示がある戸籍の謄本又は抄本を添付して議長に申請し、承認を受けなければならぬ。 (承認の通知) 第4条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。			2			
																42	8	19.0		